葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部 を改正する条例

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 (改正部分抜粋) 新旧対照表

現 行

第1条から第11条まで(略)

(介護補償)

- 第12条 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。
 - (1) 病院又は診療所に入院している場合
 - (2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)<u>第5条</u> 第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 6項に規定する生活介護(次号において「生活介護」 という。)を受けている場合に限る。)
 - (3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として実施機関が定めるものに入所している場合
- 2 (略)

第13条から第30条まで (略)

別表 (略)

第1条による改正案(公布の日施行)

第1条から第11条まで(略)

(介護補償)

- 第12条 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。
 - (1) 病院又は診療所に入院している場合
 - (2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)<u>第5条</u> 第13項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」 という。)を受けている場合に限る。)
 - (3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として実施機関が定めるものに入所している場合
- 2 (略)

第13条から第30条まで (略)

別表 (略)

第1条による改正後の条例案

第1条から第11条まで(略)

(介護補償)

- 第12条 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。
 - (1) 病院又は診療所に入院している場合
 - (2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)<u>第5条</u> <u>第13項</u>に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)
 - (3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として実施機関が定めるものに入所している場合

2 (略)

第13条から第30条まで (略) 別表 (略)

第2条による改正案(24.4.1施行)

第1条から第11条まで(略)

(介護補償)

- 第12条 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。
 - (1) 病院又は診療所に入院している場合
 - (2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)<u>第5条</u> <u>第12項</u>に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)
 - (3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として実施機関が定めるものに入所している場合

2 (略)

第13条から第30条まで (略)

別表 (略)

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定 は平成24年4月1日から施行する。